

大復興アジェンダ ～ 東日本復興院構想 ～

みんなの党

2011年3月25日

はじめに

- 東北・関東大震災で亡くなられた方々には心から哀悼の意を表します。被災者の皆様には、重ねて心よりお見舞いを申し上げます。
- みんなの党は、関東大震災後に、後藤新平をトップとして、未来を先取りした世界最大の復興を目指し、人々を勇気づける壮大な復興機関であった「復興院」の故事に倣い、「東日本復興院」を創設し、東日本を大復興させる大覚悟を示します。その基本哲学は、
 - ① 旧（もと）に復（もど）す「復旧」だけでなく、未来を先取りして新たにまちを興す「大復興」
 - ② 行政の縦割りを排除して復興に関わる一切の権限を集約し、日本の英知を結集
 - ③ 与野党の垣根を越えた復興のため与野党党首、地方自治体の長の声を反映させる仕組み、民間・ボランティア・NPO・NGOの大活用。

1. 東日本復興院創設

- (1) かつての「帝都復興院」に相当する強力な“実働部隊”として
 - 復興対策の担当大臣（専任）のもと、内閣府の外局として「東日本復興院」（仮称）を早急に設置。
 - 東日本復興院の本拠は仙台市に置く。
 - 横断的で縦割り行政を排し、東北・東日本地方全体にまたがる諸制度の企画・立案、復興・開発事業計画の立案、発注、実行までを行なう事業体（時限組織）とする。
 - 「東日本復興院議員」として与野党党首、自治体代表、有識者が参画し、現場における即断即決の強力な推進体制を作る。
- (2) 政治主導で迅速な政策決定を行う“意思決定機関”として
 - 内閣総理大臣を長とする「東日本復興対策本部」（仮称）を設置。
 - 関係閣僚に加え、与野党党首、関係県知事、地方自治体代表を加え、東日本復興のグランドデザインである「東日本復興総合計画（仮称）」を早期策定。
- (3) 霞が関主導でなく、現場主導、地域主導の復興事業のため
 - 東日本復興・開発事業は独立の会計とする。
 - 復興予算の財源として、予備費はもとより、埋蔵金（国債整理基金特会、労働保険特会、政府保有株式売却益）をフル活用。

- さらなる財源の必要に応じて、数十兆円規模の「東日本震災復興国債」(仮称)を発行し、財政法5条但書を活用などして長期国債の日銀引受け、直接引受けを実行する。
 - 復興院は政府保証債の発行権限を有する組織とし、復興・開発事業の財源を自前で調達する事が可能なようにする。
- (4) 地域主権型道州制を先取りした「東北州」(仮称)大復興の実現
- 被災地全体を「復興特区」として、道州制を先取りした復興体制を構築。「復興院」は、国と各県の機能を一体化した組織とし、事実上道州制を先取り。復興後は人材ごと州政府に移行。
 - 一定の段階で、時限組織である東日本復興院を発展的に解消し、東北の「東北広域連合」(仮称→後に「東北州」(仮称)に改組)に国の権限・財源・人間を早期全面移譲。
 - 国において道州移行のための法制度の整備を早急に行なう。
- (5) 東日本の復興を牽引車とする日本全体の再生
- 世界的な「福島」の信頼確保のため、国会の福島県内への移転開会。
- (6) 民間・ボランティア・NPO, NGO の活用
- 具体的な復旧・復興にあたり民間・ボランティア・NPO, NGO の力を最大限活用。

2. 被災地の復旧対策

- (1) ライフライン復旧
- 災害対策基本法の災害緊急事態の布告。これにより自治体の判断も踏まえ、必要な地域では、緊急措置として、強制権をもって物資の提供、集団移住、ライフラインの確保
- (2) 住宅対策
- 仮設住宅建設
 - 公営・UR住宅などの空き家活用
 - 民間賃貸住宅、民間施設の借上げ
 - 町ごと移住の検討
- (3) がれき処理
- 住民ニーズを組んだ大胆ながれき処理、やむをえない場合は災害緊急事態の布告と自治体判断等を踏まえ大胆に撤去、緊急的・事後的に一定の財産補償。
- (4) インフラ(道路、鉄道、港湾、河川、空港など)の再建
- 必ずしも「復旧」でなく、新たな「復興計画」に基づく再建着手。たとえば、

災害を受けた場所に同じモノをつくらない

(注)「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の「復旧」原則の修正。

- 地盤沈下、液状化地域の対策

(5) 経済再建（個人、法人双方を含む）

(すでになされている救急対策に加え、)

- 被災・原発の影響により出荷停止を受ける農家の出荷予定物等の政府買上げ
- 被災・原発影響を受けた企業・農家に対するモラトリアム
- 「被災者生活再建支援法」（基礎支援金 50～100 万円、住宅建設に 200 万円など）を上回る戸別給付
- 被災事業者向け危機対応融資
- 税減免（個人：所得税、固定資産税、相続税）（法人：法人税、固定資産税）
- 被災者の優先雇用（公共事業、被災者向け食料供給、物資輸送などで）
- 被災地産品の優先購入促進

(6) 生活再建（前掲の経済面は除く）

- 行政機能（被災地の市町村など）の早期復旧（ボランティア・NPO等との連携、地元出身公務員など志願者を片道移籍など）
- 教育の早期復旧
- 医療・福祉の早期復旧

(7) 船舶規制

国内輸送にあたり外国籍の船の活用の円滑化

3. 電力関連の復旧対策

(1) 原発ムラの大改革

- 経産省から原子力安全・保安院等の分離
- 東電の一時国有化を踏まえた検討で天下りの一掃、電力自由化（民間事業者の電力事業参入規制の撤廃等）、電力再編

(2) 全原発の安全性確認

- 全原発の緊急点検（役所任せでなく、国会で危機管理策の点検）

(3) 原因究明と責任に応じた賠償

- 国会で、今回の事態に至った原因究明を行い、責任の所在（過去から事故対応に至るまで）を曖昧にすることなく解明。
- 周辺の住民・農家・企業などの被害は、責任の所在に応じて負担し確実に賠償。

- (4) 電力の供給不足対応（特に夏場に向けて）
 - ・火力発電所新設などの可能性を含め検討。
 - ・関西など周波数の違うエリアからの電力供給の実現に向けた対応

4、復興対策

- 東日本復興院のもとで、過去の政策失敗（多すぎる港湾・空港、限界集落など）も踏まえ、新たな東日本を作りなおす「東日本復興総合計画」を早期策定し、以下のように対応。
 - (1) 地域主権型道州制を先取りした「東北州」（仮称）大復興の実現（再掲「1.」参照）
 - (2) 国土利用計画の再設計、インフラ再建
 - (3) 産業の復興（農林水産業、観光などは以下別途）
 - 企業誘致： 法人税・法人事業税の大幅減免
 - 「復興ファンド」（被災地での事業を支援）
 - (4) 農林水産業の復興
 - 思い切った制度改革の先行導入で、東北を水産業・農業再生のモデルに
 - 水産業の再生（最新の漁船建造支援、効率的な漁港と物流の整備、企業の参入奨励により、衰退しつつあった水産業を、競争力ある産業として再生）
 - 農業の再生（企業の参入奨励、土地集約化の推進により、競争力ある農業を復興）
 - (5) 観光の復興
 - 観光資源の復旧・維持
 - 海外観光客に対応したインフラ設計
 - (6) エネルギー供給体制の再構築
 - 新たな環境・エネルギーモデルの再構築（被災した沿岸地域一帯は買い上げて風力発電の集中立地など）
 - (7) 重要施設・機能の東北移転
 - 世界的な「福島」の信頼確保のため、国会の福島県内への移転開会。
 - 各省庁バックオフィスの東北移転
 - 当面、重要国際会議などの誘致
 - (8) その他
 - 危機管理体制の強化（日本版FEMA設置など）